

## 公益財団法人 大田区スポーツ協会自動体外式除細動器（A E D）貸出要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人 大田区スポーツ協会（以下「協会」という。）が所有する自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （貸出先）

第2条 A E Dの貸出しに当たっての要件は、次のとおりとする。

- （1）協会に加盟している団体とする。
- （2）その他理事長が特に必要と認める場合には、1号に掲げる団体以外のものに貸出すことができる。

### （貸出期間）

第3条 貸出期間は、催事又は行事等の前日から催事又は行事等の翌日までとする。ただし、協会の休日に当たるときは、その日の翌日以降の営業直近日をもってその期限とみなす。

2 催事又は行事等が天候等により延期となる場合は、前項の貸出期間のほか、別に貸出しを受けることができるものとする。

### （貸出台数）

第4条 A E Dの貸出しの台数は、1台とする。

### （利用料）

第5条 A E Dの貸出しは、無料とする。

### （申請手続）

第6条 A E Dの貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の6か月前から1週間前の日までに、「自動体外式 除細動器（A E D）貸出申請書」（様式第1号）を協会に提出しなければならない。

2 A E Dの引渡し、返却場所は協会事務局とする。

3 協会は、特に必要と認めた場合は、A E Dの引渡し場所及び返却場所を変更することができる。

### （貸出しの決定）

第7条 協会は、前条の申請があったときは貸出しの可否を審査し、貸出しを決定したときは「自動体外式除細動器（A E D）貸出決定通知書」（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を、貸出しをしないことに決定したときは「自動体外式 除細動器（A E D）貸出不承認通知書」（様式第3号）を、当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により貸出しの決定通知を受けたものは、決定通知書に記載されている注意事項を遵守しなければならない。

(維持管理・返却)

第8条 A E Dの借受者は、これを常に良好な状態で使用し、保管しなければならない。

2 借受者は、A E Dを処分し又は目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、A E Dを転貸又は譲渡してはならない。

4 借受者は、A E Dを返却期限日に協会事務局若しくは協会が指定する場所に返却しなければならない。

(経費)

第9条 貸出期間中におけるA E Dの運搬及び維持管理等に要する経費は、借受者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 協会は、借受者がこれを紛失し、又は毀損した場合は、現品又は協会が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。

2 借受者が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。

(返還)

第11条 協会は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であってもA E Dを返還させることができる。

(1) 催事又は行事等が中止になったとき。

(2) 借受者が、この要領に違反したとき。

(3) その他、理事長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この要領は、令和5年4月17日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

付則

この要領は、令和7年7月7日から施行する